

2022 年 5 月 6 日

厚生労働省九州厚生局
局長 原口 真 殿
厚生労働省九州厚生局鹿児島事務所
所長 大隈 秋徳 殿

鹿児島県保険医協会
会長 原口 兼明
社保・学術部部長 椎野 年治
歯科部部長 林川 貴志

2022年度診療報酬改定に伴う届出期限の延長等を緊急に求めます

拝啓 貴台におかれましては、国民医療の向上及び改善のため困難な業務にご尽力されていることに心より敬意を表します。2月10日も、全国保険医団体連合会九州ブロック協議会との意見交換会で保険請求等のご指導ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、2022年度診療報酬改定が行われました。地域医療の第一線で医療機関は、日常の診療に加えて新型コロナウイルス感染症の診療等に一生懸命に取り組んでいるところです。厚生労働省からの3月4日の告示・通知に留意しながら、新設項目や再度届出が必要な項目に対して提出期限を守れるよう必要書類を記載し、3月分の診療報酬請求事務に入ろうとした3月31日に、再度、厚生労働省から156頁もの疑義解釈、100頁もの訂正通知が出されました。小規模の医療機関では診療報酬請求事務を中断することができないため、レセプトを支払基金・国保連合会に提出後、再度提出書類の作成を開始した次第です。新たな通知に対して厚生労働省九州厚生局鹿児島事務所に解釈の説明を郵送・ファックスにて求めても、4月20日までに回答が無かった医療機関も少なからず有ったと聞いています。このような中で正確な提出書類を作成することは困難です。

医療現場でのこれ以上の混乱を回避するため、以下の点を要望します。

敬具

記

- 一、新設項目や再度届出が必要な項目について、4月20日の締め切りを延長し、5月末日とすることができるように厚生労働省に働きかけること。
- 一、解釈が不明朗な項目については、請求通りに支払うように支払基金・国保連合会に徹底すること。

以上